

# 養老町生涯学習施設利用に関する方針

令和2年6月10日策定  
(令和2年6月18日改正)

養老町教育委員会

## I. はじめに

令和2年5月14日、岐阜県は新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言及び特定警戒都道府県の対象から除外されました。

これを受け、養老町教育委員会では、生涯学習施設の利用について、養老町新型コロナウイルス感染症対策本部の決定や、「コロナ社会を生き抜く行動指針」（岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部 令和2年5月15日）及び「公民館における新型コロナウイルス感染拡大防止予防ガイドライン」（公益社団法人全国公民館連合会 令和2年5月14日）を踏まえ、次のとおり方針を定めるものとする。

なお、この方針内容については、今後の養老町新型コロナウイルス感染症対策本部の決定のほか、感染拡大の動向を踏まえつつ、必要に応じて適宜改正を行う。

## II. 本方針が対象とする生涯学習施設

中央公民館、中ホール、郷土資料館、各地区公民館、国際学習会館、  
山口会館、ふれあいセンター養老

## III. 感染防止のための基本的な考え方と対策

生涯学習施設を管理する者（以下、「施設管理者」という。）は、施設の規模や使用形態を十分に踏まえ、当該施設の職員及び出入りする民間事業者（以下、「職員等」という。）及び施設を利用する者（以下、「利用者」という。）への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、対策を講じ、実施体制を整備するものとする。

特に、密集場所（多くの人が密集している）、密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、密接場所（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発生が行われる）という3つの条件（いわゆる、三つの「密」）のある場所は、感染リスクが高まると考えられ、これらを避ける対策を取るなど、自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないように徹底する。

また、感染リスクが高く、具体的な対策を講じても十分な対応ができないと判断された場合は、現時点では施設の利用を許可しない。

○実施体制

防止対策	具体的な方法・注意点
実効性のある 対策実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各生涯学習施設において、感染症防止対策の実施に責任を持つ「対策実施責任者」を選任。</li> <li>○ 日々確認のための「チェックシート」を用意。</li> <li>○ 発症時における迅速な利用者の追跡のため、あらかじめ連絡先を把握。</li> </ul>

○密集対策

防止対策	具体的な方法・注意点
密状態の 回避	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 利用者同士の間隔確保 (できるだけ2m。最低1m) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ テーブル、イス等の削減等により確保。</li> </ul> </li> <li>○ 行列の間隔確保 (できるだけ2m。最低1m) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受付等における行列の間隔を確保する。</li> </ul> </li> </ul>
利用者の 制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 利用制限 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予約制の導入等による利用者数の制限・コントロールや、利用時間の短縮等。</li> </ul> </li> <li>○ 利用時の健康確認 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発熱がある方その他風邪症状がある方は利用を控えていただく (ポスター等により徹底)。</li> </ul> </li> </ul>

○密閉対策

防止対策	具体的な方法・注意点
密閉対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 頻繁な換気 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 複数の窓開けによる通気の良い換気、自動ドアの常時開放、換気扇の常時稼働、換気装置つきエアコンの使用、扇風機の外部へ向けての使用等。</li> </ul> </li> </ul>

○密接対策

防止対策	具体的な方法・注意点
飛沫対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 職員等のマスク着用 (必須)</li> <li>○ 利用者のマスク着用 (励行徹底)</li> <li>○ 対面場面の遮断措置 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテン等、パーティションで遮断。</li> </ul> </li> </ul>

○衛生対策

防止対策	具体的な方法・注意点
手指の衛生	<p>○ 入口等での手指消毒等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入口及び施設内に、手指消毒設備を設置。</li> <li>・ 職員等及び利用者の手指消毒の徹底。</li> </ul>
施設・物品の 清掃・消毒	<p>○ 徹底した清掃・消毒</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 十分な清掃、特にトイレや不特定多数が頻繁に使用する場所の清掃・消毒を徹底（消毒用アルコール製剤、次亜塩素酸ナトリウムも有効）。</li> <li>・ テーブル、イス、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、レジ、蛇口、手すりなど不特定多数が触れる部分は、消毒の重点対象。</li> </ul> <p>〔 消毒が困難な部分（キーボードなど）については、 使用者の手指消毒を徹底。 〕</p>
廃棄物対策	<p>○ 密閉して廃棄</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鼻水、唾液等がついたごみは、ビニール袋に入れ、速やかに密閉して持ち帰り（ゴミ箱が用意できる場合は、しっかりと密閉して廃棄）。</li> <li>・ ごみの回収者は、必ずマスクや手袋を着用。</li> <li>・ マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手洗い。</li> <li>・ トイレの蓋を閉めて汚物を流すことを徹底。</li> </ul>
職員等の対策	<p>○ 毎日、職員等の健康チェック（必要に応じ検温）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 体調不良（家族も含む）の場合は必ず休養。</li> <li>・ 衣服は毎日洗濯ないし交換。</li> <li>・ 日頃の行動制限（「3つの密」などのリスクがある場所への移動を控える等）を徹底。</li> </ul>
利用者への 周知	<p>○ 利用者への周知徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 体調不良時の利用自粛。途中で体調が悪くなった場合は直ちに職員に申し出。</li> </ul>

## IV. リスク評価

施設管理者は新型コロナウイルスの主な感染経路である接触感染、飛沫感染のそれぞれの観点から、職員等や利用者の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討する。

また、実施される事業によっては、大規模な人数の移動や、県境をまたいだ移動が想定されることもあり、集客施設としてのリスク及び地域における感染状況のリスクに対する評価も必要である。

### ○接触感染のリスク

他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定する。高頻度接触部位（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、蛇口、手すりなど）には特に注意する。

### ○飛沫感染のリスク

施設における換気の状態を考慮し、人と人との距離がどの程度確保できるか、施設内で大声を出す、運動を行う場面がどこにあるかなど評価する。

### ○集客施設のリスク

現在の状況下にあって、施設の活動を再開した場合、多くの利用が見込まれるか、県境を越えての利用が見込まれるか、人と人との距離が確保できるほどの来館にとどまるか、これまでの利用実績等を鑑み、改めて評価する。

### ○地域における感染状況のリスク

地域の生活圏において、地域での感染の確認状況を踏まえた施設管理への影響について評価する。

## V. リスク評価を踏まえた具体的な対策

### ○利用制限

- (1) 利用人数は、屋内では100人以下、屋外では200人以下（または十分な間隔（できれば2m以上）が確保できる人数）とする。
- (2) 会議室等の利用については、収容人数の50%以内とする。  
なお、会議室等で収容人数が設定されていない場合は、人と人との距離を保つため、別紙「新型コロナウイルス感染拡大防止対策に伴う利用人数について」にて算出した人数を利用可能人数とする。
- (3) 感染リスク（3つの「密」）を避けるため、施設を使用する団体等責任者（以下、「主催者」という。）に対し、事前に感染症対策シートの提出を求めるとともに、施設使用ごとにチェックシートを提出させる。
- (4) 主催者に対し、参加者名簿の作成と、参加者の体調確認の徹底を求める。
- (5) 備品を利用した場合は、利用者が消毒を行うこととする。
- (6) 施設使用後は、施設の清掃及び消毒作業を行い、報告することとする。
- (7) ロビー等で対面の会話、飲食を制限する。

### ○具体的な対策を講じても十分な対応ができないと判断された場合

リスクを回避するため、現時点では施設の利用を許可せず、主催者に対し、活動の実施を自粛してもらうよう促す。

十分な対応がなされているか慎重に判断すべき活動

- ・ 歌唱を伴う活動
- ・ 強く息を吹く楽器を使用する活動
- ・ 大声での発声を伴う活動
- ・ 身体的接触を伴う活動
- ・ 激しい呼気を伴う活動
- ・ 調理、会食を伴う活動

## VI. 参加者名簿について

主催者は、参加者名簿を作成し、参加者の連絡先を把握する。なお名簿については、主催者で60日程度保管するものとする。

感染者が出た場合には、保健所等の公的機関へ提供され得るため、主催者は参加者に事前にその旨を周知するなど、個人情報を適切に取り扱うものとする。

## VII. 「新型コロナウイルス感染症対策シート」の提出及び施設利用について

主催者は生涯学習施設を利用する際、事前に活動における感染症拡大の危険を確認した上で感染予防対策を検討し、別紙対策シートを作成し、施設管理者に提出するものとする。施設管理者は提出された対策シートを確認し、主催者が対策シートに記載した感染防止対策を行うことを条件に、施設利用許可を行うものとする。

施設管理者は、感染予防対策の条件が整わない活動については、施設使用ができないことを主催者に連絡する。

対策シートについては、施設使用の際、毎回提出を求めるものとする。ただし、内容等に変更がない場合は、対策シートの提出を省略することができるものとする。